

～「透明化・合理化基準」に基づく見直し～

透明化・合理化基準の主な内容

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）

1. 府省が講ずべき措置

- ① 主務大臣による指導監督の厳格な実施
 - ・ 報告徴求、立入検査、指定・登録基準への適合命令等を法令で定め、主務大臣による指導監督を厳格に実施。
- ② 指定・登録基準の明確化
 - ・ 指定・登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、詳細な事項は裁量の余地を極力少なくすべく明確化を図った上で法令又は告示で定める。
- ③ 料金の透明化
 - ・ 指定等法人の実施する事務・事業に係る手数料等について、料金及びその積算根拠をインターネットによって公開する。

2. 指定等法人が講ずべき措置

- ① 中立公正な運営の確保（役員構成の適正化）
 - ・ 府省出身者と業界関係者の合計が役員数の2分の1、かつ府省出身者が3分の1を上回らないように措置する。
 - ・ ただし、業界団体等でやむをえず業界関係者等が2分の1を上回る場合には、監事に府省又は業界関係者以外の者を登用。
- ② 会計処理の明確化及び透明化
 - ・ 収支決算書を公開するとともに、一定規模以上の公益法人は公認会計士による監査を実施。

今回の見直し対象法人

- ① 法令に基づき国の指定・登録を受けて、検査・検定、試験、講習研修等を行っている法人。
- ② 今回の見直し対象となる検査・検定、試験、講習研修等の制度は240。
 - ・ 1つの制度に複数の事務・事業が含まれるため、事務・事業の数は418。
- ③ 対象法人数は37,570。
 - ・ 自動車整備(28,733)、歯科医師臨床研修(1,531)など、1つの制度で多数の法人が指定されているものがある。
 - ・ うち、公益法人は1,086。

今回の見直しの内容

1. 透明化・合理化

① 指定・登録基準の明確化等(基準に係る詳細な事項の法令化等)

－ 対象件数240件中210件(87%)が措置済み。未措置の30件(13%)は平成20年度中に措置予定。

② 料金の適正性、透明性の確保(料金及び積算根拠のインターネットによる公開)

－ 対象件数83件中70件(84%)が措置済み。未措置の13件(16%)は平成20年度中に措置予定。

③ 役員構成の是正(府省出身者と業界関係者を2分の1以下、かつ府省出身者を3分の1以下等)

－ 国が所管する公益法人で基準を満たしていない法人(17法人)は、平成20年度中に是正(府省出身者3分の1は本年8月まで)。

2. 制度の見直し

※ 制度の必要性を含めた政策評価については、平成21年度から23年度にかけて実施することになっているが、詳しい政策評価を行うまでもなく、存続の必要性が認められないものについては、制度の廃止等の見直しを行う。

① 制度の廃止

－ 8件は平成20年度中に廃止予定(廃止の方向で検討するものを含む)。

② 登録機関による実施に移行

－ 9件は平成20年度までに指定機関から登録機関による実施に移行予定。